

## 用語の解説

	用語	解説
ア 行	ICタグ	電波を受けて働く小型の電子装置 読み取り機に接触させることなく情報処理を行うことができる。
	ICT (Information and Communication Technology)	「情報通信技術」の略であり、IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。
	V e l i b (ヴェリブ)	フランス・パリ市が提供している自転車貸出しシステム
	LED	発光ダイオード。LEDを使用した照明器具は、従来の白熱電球照明と同じ明るさを作るのに必要な電力が少なく済む。
カ 行	チャンネルプロムナード	兵庫区の新川運河の水際に、市民の散策の場として、またイベント等にも利用されている、約300mの遊歩道
	健康アプリ 「MYCONDITION KOBE」	市民が、自身の歩数や食事等の「からだ」や「くらし」の情報と、市が保有する各種健診結果を管理し、個人ごとの健康データを基に、健康に関するアドバイスを受けることができるスマートフォンアプリ。更に健康行動に対して、健康ポイントが貯まり、貯まったポイントは市内の企業・団体の協賛による特典に交換することができる。
	健康創造都市KOBE	神戸市が目指す、すべての市民が健康になるまちを指す。少子高齢化や疾病構造の変化と共に健康に対する市民の意識も多様化し、よりきめ細かい健康づくり施策が求められている中で、「健康創造都市KOBE」を目指し、議論、提案を行い、実践につなげていくため、神戸に思いを持つ企業や団体等が中心となり、「健康創造都市KOBE推進会議」を平成29年7月に設立し、健康寿命の延伸、健康格差の縮小、個人の健康づくり活動と企業の健康経営を通じた市内経済の活性化の取組みを進めている。
	交通安全施設整備	交通環境の改善を行い、交通事故の防止を図り、あわせて円滑な交通を確保するため交通安全施設（道路標識、区画線等）や道路付属物等を整備すること
	交通安全総点検	地域住民の方や小学生など様々な道路利用者の参画を得て、実際に道路を歩き、通行の障害となっている歩道の段差や不法駐輪の状況などを点検し、必要に応じて改善措置を行っていく事業である。
	KOBEエコアクションアプリ 「イイことぐるぐる」	自宅や外出先でエコアクションを行うと、お得なポイントが貯まる神戸市のスマートフォンアプリ
	「港都 神戸」グランドデザイン	神戸が、今後も都市間競争に負けない都市であり続けるためには、都心・ウォーターフロントを、「デザイン都市・神戸」を具現化するリーディングエリアとして新たな魅力と活力にあふれる地域にしていく必要があるとの考えのもとで策定された将来構想（平成23年3月策定）である。
	神戸の都心の未来の姿 「将来ビジョン」	神戸の都心を大胆に活性化していくため、新神戸から三宮、元町を経て神戸・ハーバーランドまでの範囲を対象として、これから目指すべき神戸の都心像を、ビジュアルに表現することでわかりやすく共感・共有しやすいものにするに重きを置いて取りまとめたもの

用語集

	用語	解説
サ 行	サイクル&バスライド	自宅から最寄りのバス停まで自転車で行き、そこからバスに乗り換えて、通勤・通学や買い物等に向かうものである。
	シェアサイクル	レンタサイクルの一種であるが、従来のレンタサイクルとは異なり、複数の貸出し・返却拠点を設置し、どの拠点でも貸出し・返却が可能なシステム（借りた場所に必ずしも返却しなくてよい）のこと。コミュニティサイクルとも呼ばれる。
	指定管理者制度	地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により、従来の「管理委託制度」に代わる「指定管理者制度」が創設されたことに伴い、管理委託先の法律上の制限がなくなり、民間事業者を含むすべての団体が、公の施設の管理主体となることが可能になった。 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上等を図ることを目的に創設された制度である。
	自転車専用通行帯 （自転車レーン）	自転車は、車両通行帯の設けられた道路において道路標識等により通行の区分が指定されている場合には、指定された車両通行帯を通行しなければならないとされている部分をいう（道路交通法第20条第2項）。
	自転車走行環境	「自転車走行空間」は、車道上では自転車道や自転車レーン等、歩道上では通行部分指定といったハード整備を主として行うもので、「自転車走行環境」は、ハード・ソフト両面で創出する、自転車が走行する環境のこと
	自転車走行空間	道路構造令に規定する自転車通行帯、自転車道及び自転車歩行者道、道路交通法に規定する自転車専用通行帯等、車道において自転車が走行する部分をいう。 広義には、道路交通法の規定により自転車が通行できる歩道を含む。
	自転車等放置禁止区域 （放置禁止区域）	自転車や原付を放置した場合、即時撤去される区域のことをいう。 「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例・条例施行規則」により、自転車等放置禁止区域を指定しており、この区域に自転車・原付が放置されている場合は、即時撤去することができる。
	自転車道	専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分である(道路構造令第2条第2号)。 自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる車道の部分である(道路交通法第2条第3号の3)。
	自転車歩行者道	専ら自転車及び歩行者の通行に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分のいう(道路構造令第2条第3号)。
	車線	道路交通法による車両通行帯。車両通行帯のない道路の場合は車道
	車道	道路交通法第2条第3号に規定する車道。車両の通行の用に供するため縁石線等又は道路標示によって区画された道路の部分
ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とし、区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと	

	用語	解説
夕行	滞在型郊外リゾート	「神戸港将来構想（平成29年7月、神戸市）」において、須磨海岸周辺の自然海岸、水族園、山など神戸を代表する観光名所が集積しているエリア
	多文化共生	市内で急増しているアジアからの留学生や技能実習生等について、国籍の違う人どうしが互いの文化を知り、理解し合うことのできるまちを目指し、イベントや情報紙の発行を通じて地域の方々と外国人コミュニティとの交流を図ること
	T Sマーク	自転車を安全に利用してもらうために点検・整備を受ける気運を醸成する制度で、自転車安全整備士が自転車を点検、整備して道路交通法に定められた基準に適合した安全な普通自転車として確認をしたときに貼られるマークである。 このマークが貼られている自転車には、傷害及び賠償責任保険が付帯される。
	都市型側溝	皿溝幅が狭く、皿溝の勾配が緩い構造で、車道を走行する自転車が、より安全で快適に通行しやすい環境を創出するように近年開発され始めた側溝
	トリップ	人がある目的をもって、ある地点からある地点へ移動する単位をいう。1回の移動でいくつかの交通手段を乗り継いだとしても1トリップとカウントする。
八行	パーキングチケット	短時間駐車のために、道路状況、交通への影響や支障などを勘案して、駐車枠で指定した場所・方法に限り短時間駐車を認めるといったもの
	パーソントリップ調査	person（人）trip（ある目的のため出発地から到着地まで移動すること）に関する調査のことをいう。 「どのような人が、いつ、どこからどこへ、どんな目的で、どのような交通手段を使って移動しているか」のデータを把握し、多様な交通手段の利用実態の定量的な把握、将来の交通量の予測、今後の都市交通施設の整備・運用方針の検討などの基礎資料として活用される。
	附置義務駐輪場	神戸市では、昭和58年に制定した「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」に基づき、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域において、小売店舗、銀行、遊技場の新築及び増築等をする場合には、施設の規模に応じて、自転車駐車場を当該施設若しくはその敷地内またはその周辺に設置することを義務付けている。
	普通自転車	道路交通法では、二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものを「普通自転車」と定義している。
	放置自転車	自転車駐車場以外の公共の場所において、自転車等を当該利用者等が離れて直ちに移動することができない状態にある自転車のこと。自転車が置かれている時間の長さに関係なく、短時間でも自転車を離れば放置自転車とみなす。
	ポート	シェアサイクルの貸出し・返却拠点のこと。サイクルポートとも呼ばれる。
	ママフレエリア （幅広駐輪エリア）	通常より幅が広く、チャイルドシート付の子乗せ自転車等が駐輪しやすい駐輪区画を設けたエリアのこと
マ行	みちの懇談会	道路に関する市民ニーズへの的確な対応と、道路活用施策について、アイデア提案や取組みに対するさまざまな視点からのご意見をいただき、道路行政に反映していくことを目的として、2005（平成17）年度に設置した有識者会議 学識経験者や市政アドバイザーの方を含めた委員で構成されている。

## 用語集

	用語	解説
マ行	無電柱化	災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、電柱や電線類を地中化すること
ラ行	レンタサイクル	観光・行楽・通勤・通学・商用などの目的のために自転車を貸出す事業のこと
	路肩	道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分という（道路構造令第2条第12号）。